

障害福祉関係ニュース 平成30年度8号

(障害福祉制度・施策関連情報) 通算361号
(平成30年10月23日発行)

本ニュースは、全社協 高年・障害福祉部に事務局をおく、セルフ協・身障協・厚生協・全救協・障連協の協議員・役員・構成団体、ならびに都道府県・指定都市社協に電子メールにてお送りしています。

[発行] 全国社会福祉協議会 高年・障害福祉部
〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2
新霞が関ビル内
TEL:03-3581-6502 FAX:03-3581-2428
E-MAIL:z-shogai@shakyo.or.jp

◆◆◆ 今号の掲載内容 ◆◆◆

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1	厚生労働省 平成30年度補正予算案を公表	…P. 1
2	北海道胆振東部地震の関連通知について	…P. 3
3	社会福祉施設等における災害時に備えたライフラインの点検について	…P. 3
4	障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用が開始される	…P. 6
5	公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議が開催される	…P. 6
6	平成30年度障害者虐待防止リーダー職員研修会のご案内	…P. 8

1. 障害福祉制度・施策関連情報

1. 厚生労働省 平成30年度補正予算案を公表 ～社会福祉施設等の災害復旧費として91億円を要求～

厚生労働省は10月15日付で、平成30年度補正予算案を公表しました。

大阪北部地震、西日本7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援費として総額315億円、そのうち、社会福祉施設等の災害復旧費として91億円を要求し、被災した施設の早期復旧を図るため、復旧に要する費用に対して補助を行うこととしています。 予算案の詳細は、以下および次頁のURLをご参照ください。

平成30年度厚生労働省補正予算(案)の概要(抜粋)

■ 大阪府北部地震、西日本7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などの被災地の復旧・復興支援等

計315億円

第1 災害応急復旧等	289億円
(1) 水道施設の災害復旧	89億円
(2) 医療施設等の災害復旧	94億円
(3) 保健衛生施設等の災害復旧	6.1億円
(4) 社会福祉施設等の災害復旧	91億円

(5) 防災・減災対策の強化 8.4億円

第2 生活の再建 9.9億円

(1) 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置 9.8億円

(2) 被災者の心のケア支援 1.2億円

第3 生業の再建 1.7億円

(1) 生活衛生関係営業者等への資金繰り支援 1.7億円

○第1(4) 社会福祉施設等の災害復旧(一部抜粋)

障害者施設等の災害復旧(施設・設備等整備)事業 16.6億円

平成30年7月豪雨や北海道胆振東部地震その他の自然災害により被災した障害者施設等に関し、その速やかな復旧を図り、被災地における障害福祉サービス等の提供体制を確保する。

1. 事業概要

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する施設整備の費用の一部を助成する。

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

(対象：7月豪雨及び北海道胆振東部地震)

被災した障害者施設等に対し、事業の復旧に要する備品・設備等の費用を助成する。

2. 負担割合

(1) 障害者施設等の災害復旧(施設整備)事業

国1/2 都道府県・指定都市・中核市1/4 設置者1/4 (※1、※2)

※1 激甚法対象施設(公立施設の一部、児童福祉施設)については、被害状況等に応じて嵩上げ率を決定。

※2 激甚法対象外の施設について、予算措置による補助嵩上げ(1/2→2/3)の対象とする。

(※2の対象：7月豪雨及び北海道胆振東部地震)

(2) 障害者施設等の災害復旧(設備等整備)事業

定額

○第2(1) 医療保険等の一部負担金(利用者負担)・保険料軽減措置(一部抜粋)

障害福祉サービス等の利用者負担免除の特別措置 13,767千円

平成30年7月豪雨の被害が甚大であることから、特例として、市町村が利用者負担につき災害減免を行った場合は、この利用者負担相当額について、国がその全額を財政支援する。(財政支援の対象は、利用者負担額を免除した場合のみ。)

(その他の災害については既存予算で対応)

[厚生労働省 HP] ホーム>政策について>予算および決算・税制の概要>予算>平成30年度厚生労働省補正予算案の概要

<https://www.mhlw.go.jp/wp/yosan/yosan/18hosei/>

2. 平成 30 年北海道胆振東部地震の関連通知について

厚生労働省より、事務連絡「平成 30 年度北海道胆振東部地震に対し社会福祉法人が寄付金（義援金）を支出することについての特例について」が 10 月 5 日付で発出されました。地震による被害が極めて甚大であることから、当該災害に係る寄付金（義援金）の支出については、特例的に以下の要件を満たすことを条件に支出を可能としています。

要件を満たす条件について

当該法人の所轄庁と以下の条件について事前に協議すること

- ①当該法人の運営に支障を及ぼすような金額ではないこと。
- ②当該法人と特殊な関係が疑われるような者・団体等へ寄付するものでないこと。
- ③法人内部の意思決定プロセスに違反するものでないか、定款に違反するものでないかの確認等を行うこと。

その他、厚生労働省ホームページにおいて、北海道胆振東部地震に関する情報が掲載されています。

[厚生労働省 HP] ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 他分野の取り組み >

平成 30 年北海道胆振東部地震について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00009.html

※ 全社協・地域福祉部 全国ボランティア市民活動振興センターでは、被災地支援・災害ボランティア情報の発信を行っています。

[全社協 被災地支援・災害ボランティア情報] <https://www.saigaivc.com/>

3. 社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について

厚生労働省より、各都道府県・指定都市・中核市民生主管部（局）宛に、10 月 19 日付で標記事務連絡が発出されました。

平成 30 年 7 月豪雨、平成 30 年台風 21・24 号、平成 30 年北海道胆振東部地震等の災害において、社会福祉施設等におけるライフライン等の確保について、改めて課題が顕在化したことから、今一度点検すべき事項（例）がとりまとめられました。

事業者の皆様におかれましては、下記点検項目（例）をご参考にライフライン等が寸断された場合の対策状況を確認するとともに、その結果を踏まえ、飲料水や食料等の備蓄、BCP（事業継続計画）の策定推進など、必要な対策をおこなっていただくよう、お願いいたします。

社会福祉施設等における点検項目（例）

1. 停電に備えた点検

<非常用自家発電関係>

①非常用自家発電機がある場合

- ・ 燃料の備蓄と緊急時の燃料確保策（24 時間営業のガソリンスタンド等の確認、非常用

自家発電機の燃料供給に係る納入業者等との優先供給協定など)を講じているか。

- ・ 定期的な検査とともに、緊急時に問題なく使用できるよう性能の把握及び訓練をしているか。

②自家発電機が無い場合

- ・ 医療的配慮が必要な入所者（人工呼吸器・酸素療法・喀痰吸引等）の有無、協力病院等との連携状況などを踏まえ、非常用自家発電機の要否を検討しているか。
- ・ 医療的配慮が必要な入所者がいる場合、非常用自家発電機の導入（難しければ、レンタル等の代替措置）を検討しているか。

<電灯（照明）関係>

- ・ 照明を確保するための十分な数の懐中電灯やランタン等の備蓄をしているか。

<防寒関係>

- ・ 石油（灯油）ストーブ等の代替暖房器具とその燃料を準備するとともに、毛布、携帯用カイロ、防寒具などの備蓄をしているか。

<介護機器・器具関係>

- ・ 医療機器等の予備バッテリー又は充電式や手動式の喀痰吸引器等の代替器具を準備しているか。
- ・ 人工透析患者に係る緊急時の対応、ニーズ、必要物資等を把握し、自治体の透析担当者や各透析施設等との連携体制が確保されているか。

2. 断水に備えた点検

<生活用水関係>

- ・ 近隣の給水場を確認し、大容量のポリタンク等の給水容器の準備をしているか。
 - ・ 災害時協力井戸の確保（酒造会社等）をしているか。
 - ・ 衛生面を考慮しつつ、地下水（井戸水）の利用の検討をしているか。
- （注）節水のため、食器を汚さないように使用するラップや紙皿などを備蓄しておくこと。
- （注）入浴は、緊急時には、ウェットティッシュによる清拭などによる代替手段を検討すること。

<飲料水関係>

- ・ 飲料水の備蓄をしているか。
- （注）災害時には、近隣からの避難者等の受入れにより、これらの者に対しても飲料水の提供が必要な場合があるため、利用者・職員分だけではなく、十分な数を備蓄しておくこと。

<汚水・下水関係>

- ・ 携帯トイレや簡易トイレ、オムツ等の備蓄をしているか。

3. ガスが止まった場合に備えた点検

- ・ カセットコンロ及びカセットガス等の備蓄をしているか。
- （注）比較的簡単に備蓄できるが、火力が弱く、大量の食事を一度に調理することは難しいため、多めに備蓄しておくことが望ましい。
- ・ プロパンガスの導入又は備蓄（難しければ、ガス業者等からのレンタルの可否の確認）

をしているか。

- ・ 調理が不要な食料（ゼリータイプの高カロリー食等）を備蓄しているか。

4. 通信が止まった場合に備えた点検

- ・ 通信手段のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保しているか。
- ・ 複数の通信手段（携帯電話メール、公衆電話、災害用トランシーバー、衛星電話等）を確保しているか。

（注）緊急時に想定している通信手段の使用方法を予め確認しておくこと。

5. 物資の備蓄状況の点検

- ・ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、衛生用品、情報機器、防寒具、非常用具、冷暖房設備・空調設備稼働用の燃料について、季節ごとに1日の必要量を把握しているか。
- ・ 食料などについて、上記を踏まえた備蓄量となっているか（飲料水等は再掲）。

（注）消費期限があるものは、定期的な買換えが必要となることに留意すること。

（注）利用者だけではなく、職員分及び避難者分なども含め十分な物資を備蓄しておくこと。

（注）備蓄物資については、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、保管場所にも留意すること。

6. その他留意事項

- ・ 点検は、南海トラフ地震の想定地域等特段の対応が求められる場合を除き、最低限3日間以上は業務が継続できるようにするとの視点に立つて行うこと。
- ・ 上記の点検項目は、最低限ライフライン等を維持・確保するための例であり、各社会福祉施設等において点検を行うに当たっては、実際に災害が発生した際に利用者の安全確保ができる実効性のあるものとなるよう、当該施設等の状況や地域の実情を踏まえた内容とすること。
- ・ 上記の点検項目以外にも、災害対策においては、利用者の避難方法や緊急時の職員間の連絡体制の構築、平時における避難訓練の実施、消防等関係機関や地域住民との連携体制の確保等が重要であることから、これらにも留意する必要があること。
- ・ 上記の点検項目を含め、災害時における事業継続の方法については、BCP（事業継続計画）として予め文書で整理し、役職員間で共有しておくとともに、平時の段階から、当該BCPを踏まえた訓練や物資の点検等の具体的な活動を実践していくことが望ましいこと。
- ・ 災害対策については、単独の法人や社会福祉施設等での対応には限界があることから、「災害時の福祉支援体制の整備について」（平成30年5月31日付社援発0531第1号）を踏まえ、平時の段階から、都道府県が中心となって構築している「災害福祉支援ネットワーク」へ積極的に参画し、地域全体の防災体制の底上げに協力を図ること。

4. 障害福祉サービス等情報公表検索サイトの運用が開始される

平成30年4月に施行された「障害福祉サービス等情報公表制度」について、独立行政法人福祉医療機構では、9月28日より、「障害福祉サービス等情報検索サイト」をオープンし、「障害福祉サービス等情報公表システム」に報告のあった全国の障害福祉サービス等の情報の公表を開始しました。

このサイトでは、全国の障害福祉サービス等事業所を住所や名称などから検索し、事業所のサービス内容、従業者、利用者に関する事項などの基本的な情報のほか、事業所運営に関する情報を閲覧することができます。下記ホームページをご確認ください。

[独立行政法人 福祉医療機構 障害福祉サービス等情報検索]

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do>

[独立行政法人 福祉医療機構 障害福祉サービス等情報公表システム関係連絡板（事業者向け）]

<http://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/shofukuinfopub/jigyo/>

5. 「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」が開催される

中央省庁および地方公共団体における障害者雇用にかかる問題について、今般の事態の検証や法定雇用率の達成に向けた計画的な取組を速やかに検討し、障害者の活躍の場の拡大を図るために設置された標記会議の第4回目が、平成30年10月22日におこなわれました。

今回の会議では、「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書」および「公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）」が示されました。

報告書および基本方針（案）の全文は、厚生労働省HPよりご覧いただけます。

ホーム > 政策について > 審議会・研究会等 > 職業安定局が実施する検討会等 >

「公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議」及び「公務部門における障害者雇用に関する関係府省連絡会議」の開催について

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_01000.html

国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会報告書 (平成30年10月22日) 概要

1. 厚生労働省（職業安定局）に対する調査結果

- 国の行政機関における障害者雇用の実態に対する関心の低さ
- 制度改正等を踏まえた障害者の範囲や確認方法等についての対応の不手際
- ・平成17年のガイドライン発出時における対応の問題

民間事業主向けのガイドラインを、制度の異なる国の行政機関向けに所要の手直しを行うことなく、そのまま送付していた。

- ・毎年の通報依頼発出時における対応の問題

「原則として」身体障害者手帳により確認と記載するのみで、例外について具体的な記載がないなどの不明確な内容の通知を発出し続けた。

- ・確認資料の保存及び引継ぎに対する指導の欠如
民間事業主には省令に基づく保存義務が明確であったが、国の行政機関には指導しなかった。
- ・平成 26 年の独法虚偽報告事案発生時における対応の問題
独法における障害者雇用状況の虚偽報告事案は、現時点から振り返ると、国の行政機関の実態を確認すべき重要な機会であった。

2. 各行政機関に対する調査結果

- 対象障害者の計上方法についての正しい理解の欠如
- 対象障害者の杜撰な計上
 - ・独自の実務慣行を安易な前例踏襲により引き継いでいた
- 障害者雇用促進法に対する意識の低さ

3. 検証結果

- 民間事業主に率先して障害者雇用に積極的に取り組むべきことは当然の責務であるにもかかわらず、多くの国の機関で障害者雇用の促進する姿勢に欠け、相当数の対象障害者の不適切計上があったことは極めてゆゆしき事態。
- 厚生労働省（職業安定局）側と各行政機関側の問題があいまって、大規模な不適切計上が長年にわたって継続するに至ったものと言わざるをえない。

公務部門における障害者雇用に関する基本方針（案）の概要

1. 今般の事態の検証とチェック機能の強化

- (1) 今般の事態の検証
 - ・第三者による検証の場「国の行政機関における障害者雇用に係る事案に関する検証委員会」を設置
- (2) 再発防止のための対策
 - 厚生労働省における取組
 - ・障害者雇用促進法に基づく実務、再発防止のための取組に係る留意事項を示した手引きを作成
 - ・各府省からの通報を受けるに当たってチェックシートの提出を求め確認
 - ・各府省の関係書類等について必要な調査を行い、障害者の範囲や確認方法等が適切かを確認 等
 - 各府省における取組
 - ・本府省のみならず地方支分部局等でも再発防止策が継続して実施されるようフォローアップを実施
 - ・通報対象となる障害者の名簿を作成するとともに、障害者手帳の写し等の関係書類を保存
 - ・実地確認やヒアリングにより、内部点検を実施
 - ・不適正な事務処理を未然に防止するため、複数の職員によるチェック等の体制強化 等
 - チェック機能の強化に向けた更なる検討

- ・引き続き法的整備を視野に入れた検討を行うとともに、各機関が自ら障害者の任免状況を公表する仕組みを検討

2. 法定雇用率の速やかな達成に向けた計画的な取組

- 平成 31 年末までの障害者採用計画を策定
- 府省内の体制整備、採用活動及び職場定着等に関する具体的な計画を策定
- 障害者雇用に関する理解の促進（合理的配慮指針、障害者雇用マニュアルの整備 等）
- 採用計画を着実に進捗させるための取組及び支援策（ハローワークにおける職業紹介等）

3. 国・地方公共団体における障害者の活躍の場の拡大

- 障害者が活躍しやすい職場づくりの推進（相談窓口の設置、支援者の配置 等）
- 障害者がいきいきと働きやすい人事管理の在り方の検討（フレックスタイム制やテレワーク勤務 等）
- 障害者の自立の促進や民間における障害者雇用に資する取組の推進

4. 公務員の任用面での対応等

- 障害者を対象とした常勤採用の枠組み
 - ・人事院が能力実証等の一部を統一的に行う障害者を対象とした選考試験を新たに導入
 - ・各府省の個別の選考採用も並行して実施
- 「ステップアップ制度」の枠組みの導入
 - ・非常勤職員として勤務後、選考を経て常勤職員となることを可能とする
- 常勤職員として採用予定の者について、本人の希望に応じ、採用前に非常勤職員として勤務できる「プレ雇用制度」の導入
- 非常勤職員について、障害特性等に応じた適切な対応を図る観点から、雇用の安定確保等に関する運用指針を策定
- 上記施策の推進に必要な定員・予算については適切に措置

5. 今後に向けて

- 閣僚会議等政府一体となって推進する体制の下でフォローアップを行い、取組を着実に推進
- 法定雇用率の達成に留まらず、障害のある方が意欲と能力を発揮し、活躍できる場の拡大に取り組み、今後も政府一体となって障害者の雇用を不断に推進

6. 平成 30 年度障害者虐待防止リーダー職員研修会のご案内

全社協では、平成 31 年 1 月 8 日（火）～9 日（水）に全社協・灘尾ホールにおいて、標記研修会を開催いたします。本研修会では、障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における虐待防止・権利擁護の理念徹底と具体的な取り組みを推進するために、その要となるリーダー職員に向けて、実際に発生した虐待事例をもとに、施設・事業所内で発生しやすい虐待の内容や発生要因・環境等を検証しつつ、日常業務の中で虐待を生まない支援・体制のあり

方等について学ぶことを目的としています。

研修会の詳細や申込方法等については、平成30年10月31日(水)以降に全社協ホームページに掲載されますので、下記URLよりご確認ください。

全社協HP <https://www.shakyo.or.jp/>

平成30年度障害者虐待防止リーダー職員研修会

【日程】

平成31年1月8日(火)～9日(水)

【会場】

全社協・灘尾ホール 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル LB階

【定員/参加費】

200名/15,000円(情報交換会費3,000円)

【参加対象】

障害者支援施設・事業所、厚生関係施設等における、虐待防止のためのリーダーとなる者及びそれに準ずる者

【申込締切】

平成30年12月3日(月)

【主なプログラム】

○講義「障害者の権利擁護に関する施策の動向と、福祉施設・事業所における障害者虐待防止の現状と課題について」

講師/厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 地域生活支援推進室
虐待防止専門官 片桐 公彦 氏

○講義「リーダーとして、働きやすい職場環境をどのように構築するか」

講師/東北福祉大学 総合福祉学部 社会福祉学科 准教授 竹之内 章代 氏

○パネルディスカッション「障害者の命や人権を考える～障害者を取り巻く社会情勢をふまえて～」

テーマ①障害者の働く権利

パネリスト/全国社会就労センター協議会 副会長 叶 義文 氏

テーマ②なぜ旧優生保護法下における強制不妊手術が行われたのか

パネリスト/NPO 法人日本障害者協議会 代表 藤井 克徳 氏

テーマ③事件後の津久井やまゆり園の今とこれから

パネリスト/神奈川県知的障害施設団体連合会 会長 出縄 守英 氏

テーマ④生活困窮者支援における救護施設の役割

パネリスト/全国救護施設協議会 総務・財政・広報委員長 松田 昌訓 氏

○グループディスカッション(虐待防止研修プログラムの作成)